



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱線 Vol.87 2021NEW春節の過ごし方 ～Enjoy New Year's Eve where you are～
上海熱線 Vol.70 コロナ禍の上海近況

貿易実務

貿易協会シリーズ 最新版インコタームズ2020年規則の解説6
貿易協会シリーズ 国際商事調停とシンガポール条約（2）

お知らせ

海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL 事業

統計

令和2年度 大分県の貿易

vol.135

March-April, 2021

2021NEW春節の過ごし方 ～Enjoy New Year's Eve where you are～

大分市武漢事務所 賈 芳

春節とは旧暦の1月1日のことで、新暦の1月1日に比べ、より盛大に祝賀され、中国で最も重要とされる祝祭日です。今年の春節は新暦の2月12日でした。今回は、ウィズ・コロナ時代の武漢春節の新しい過ごし方をご紹介します。

春節風物詩～その一～ 春運（しゅんうん）

春運とは中国年末の風物詩である帰省ラッシュのことです。昨年のはべ14億人が大移動しました。今年は国から「Enjoy New Year's Eve where you are（今、あなたがいる場所で楽しもう）」の方針があり、各地方政府は人々の大移動を減らすために、あの手この手で、様々な対策を打ち出しています。武漢市では武漢に出稼ぎに来ている労働者を対象に、市内観光地の無料入場券を200万枚配布し、身分証明書と住所証明書があれば受け取ることができます。

春節風物詩～その二～ 年夜飯（ねんやはん）

年夜飯とは中国大晦日の夜に食べる年越し料理のことです。例年であれば、帰省した家族と一緒に外食するのが恒例でした。今年の春節は家で作る人が増え、春節半月前から仕込みの準備を開始する家庭が多かったようです。「腊鱼腊肉」（ラーユイ、ラーロウ*干し魚と干し肉の燻製）は武漢の代表的な年越し食材です。それ以外にも、とにかく豪華な年夜飯を作るために家族総動員で、鶏、鴨、魚、牛肉、ラム肉、豚肉などの下準備をしました。

そして、大晦日は帰省できない家族とオンラインでつないで、年夜飯を食べ、お酒を飲み、雑談をしながら大晦日を過ごしました。



同じ武漢市内に住む家族との年夜飯

春節風物詩～その三～ 拜年（ばいねん）

拜年とは新年のあいさつのことです。近年の拜年と言えばショート動画を撮影して、お正月仕様に加工して、ウィーチャット（*インスタントメッセージングアプリ）で友達と親戚に新年のあいさつを送ります。日本と違い年賀状を送る文化はありませんが、お年玉文化はあります。最近ではお年玉も電子マネーで貰います。貰う金額もそれぞれですが、大体200～300元（約3200～4800円）です。



春節拜年動画のスクリーンショット

2021NEW春節の過ごし方 ～Enjoy New Year's Eve where you are～

大分市武漢事務所 賈 芳

春節風物詩～その四～ 爆竹・花火

爆竹と花火は、中国の春節には不可欠な存在です。爆音を上げることによって、昨年の悪運を吹き飛ばし、今年の幸運を呼び寄せる縁起物です。近年、環境問題により、市内では爆竹と花火は禁止されてしまいましたが、郊外では手持ち花火程度であれば問題はありません。人々は郊外に行き手持ち花火を楽しんでいました。



長江岸で撮れた綺麗な花火の写真



手持ち花火を楽しむ家族

春節風物詩～その五～ 健康春節

例年であれば、春節と言えば「食っちゃ寝」生活ですが、コロナの影響で、人々はかなり健康に気を使うようになりました。春節初日から東湖グリーンロード、馬鞍山森林公園で運動する人々が多く見られました。さらに、スマートフォンの歩数記録とウィーチャットを連動させて、歩いた歩数をウィーチャットにアップして、友達や家族の間で勝負するのが流行っています。



春節初日公園で散歩する人々と出店

コロナの影響で、人々の生活が一変しました。会えない日々が続いている中、時代の変化とインターネット技術の進歩により、人々の絆はさらに「密」になりました。

「心の居場所は我が家」であり、帰省が出来なくても、「where you are (どこで過ごしても)」でも、心が繋がっていれば、人情味溢れる春節になることを信じています。

※写真は武漢事務所スタッフ撮影

コロナ禍の上海近況

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所所長) 難波 一尚

新型コロナウイルス感染拡大のパンデミック宣言から一年以上が経ちました。日本を含む世界各国では未だ感染者がなかなか減らず、経済活動に大きな影響を与え続けているところですが、中国では早い段階から感染の抑え込みに成功しており、コロナ前の日常を取り戻しつつあります。

【中国の水際対策】

中国では入国者に対して徹底した管理が行われています。筆者は2020年7月に一時帰国から中国上海へ戻りました。入国者は原則14日間の集中隔離となります。渡航当時は中国での感染がほとんど発生していなかったこともあり、7日間のホテルでの集中隔離の後、7日間の自宅隔離が認められていました。

空港に到着したあと順路に沿って、係員との面接、PCR検査を受けたあと、居住する区が指定する隔離施設（ビジネスホテル）へ移動します。乗車するバスを含めて入国者の動線は完全に外部から遮断されており、対応する職員は全て防護服を着用しています。ホテルの部屋に入ると集中隔離期間が終わるまでは出ることができません。



空港から集中隔離施設行きのバス乗り場



集中隔離ホテルの様子

また自宅隔離が認められていたとはいえ、引き続き厳格な管理・監視下に置かれます。ドアにはセンサーを取り付けられ、外出は一切禁止されます。1日2回は区の職員が自宅まで来て体温チェックを行います。

2020年11月30日からは、日中間でビジネス客や居住者の往来の緩和措置であるビジネスラック、レジデンスラックの運用が始まりましたが、PCR検査に加えて抗原検査の陰性証明が求められる、活動範囲が大きく制限されるなど、かなり厳しい管理が行われます。

コロナ禍の上海近況

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所所長) 難波 一尚

【賑わいを取り戻しつつある市内】

こうした厳格な水際対策によりほとんど感染を抑え込んでいましたが、秋頃からは輸入貨物に付着したウイルスから感染するケースなど、中国各地で感染事例が散発しました。感染事例が発生されるとすぐに最小限の区域を封鎖し、感染拡大を抑えこみます。また、輸入貨物に対する管理が強化され、検査・消毒が行われるようになりました。このため輸入に遅れが生じています。



ほぼ満席の飲食店

2020年上半期の飲食業界は打撃が大きく、閉店してしまった飲食店も多くありますが、生き残った店ではこの冬、昨年を大きく上回る売上を記録したところもあるなど、賑わいを取り戻している印象です。

ただ、1月に河北省などで比較的大規模な感染再拡大が発生し、また2月の旧正月休暇、3月の两会開催も控え、大規模なイベントや省間移動を控えるような通達が発出されたため、1月以降、旧正月までは自粛ムードに包まれました。

【異例の旧正月休暇】

民族大移動とも呼ばれるほど例年多くの人々が移動する旧正月休暇ですが、今年は国からの省間移動の自粛要請があり、延べ移動人数が例年の4割未満になったと言われている。

上海では多くの店の従業員が帰省せずに留まったため、旧正月休暇中も営業する店が多く、例年は閑古鳥が鳴くような静かさに包まれる上海が、普段どおりに賑わっているという珍しい光景が見られました。

デパートなどの販売は好調で、贈り物用の高価な商品がよく売れたといます。日本酒や焼酎も例年を大きく上回る売れ行きで、在庫切れを起こしてしまう代理店もありました。

【日常を取り戻す中国】

旧正月以降は市中感染がほとんど発生していません。3月11日には全人代が閉幕。最も厳重な北京市への出入りも緩和されました。ワクチン接種も進んでおり、コロナ前の日常に戻りつつあるように見えますが、以前はなかった変化も見られます。

健康管理QRコードアプリが開発され、建物に入る場合などに提示が求められるようになりました。市民自らもマスクの着用を徹底するなど衛生意識の向上が見られます。またネット通販の需要が増え、ライブコマースが流行しました。

こうした変化が日常生活の中に浸透し、早くもアフターコロナが始まっているように見えます。経済交流の完全な再開に先がけ、新常态をとらえた新たなアプローチが必要だと感じます。

※写真は上海事務所スタッフ撮影

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズⅣ

7. 関税込み持込渡し（指定仕向地）インコタームズ2020

DDP〔Delivered Duty Paid〕（named place of destination）Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができ、二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定仕向地で、またはその地点が合意されているなら、その仕向地内の合意された地点で、物品の輸入通関を行い、物品を荷降ろしの準備ができて到着した運送手段の上で、買主の処分に委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

売主が、物品を指定仕向地に、またその場所内で合意された地点に移動することにかかわる一切の危険を負う。それゆえ、本規則では、仕向地での引渡と到着が同じである。

売主は、到着した運送手段から物品を荷降ろしすることを求められていない。しかし、もし売主が、運送契約のもとに引渡地・仕向地での荷降ろし費用を負うなら、売主は、他に両当事者間での合意がある場合を除いて、その費用を買主から別に回収することはできない。

3 引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点

両当事者は、できる限り明瞭に仕向地または仕向地点を、いくらかの理由のためにこれを特定することを勧められる。第一に、物品の滅失または損傷の危険は、引渡地点・仕向地点で買主に移転する。したがって、重大な移転が生じ

る地点について明確にすることは、売主と買主にとって最善である。第二に、その引渡地・仕向地、または引渡地点・仕向地点より前の費用は、輸入通関の費用を含めて、売主の勘定であり、その場所または地点より後の、輸入の費用以外の費用は、買主の勘定である。第三に、売主は、合意した引渡地・仕向地または引渡地点・仕向地点までの物品の運送の契約または手配をしなければならない。そのようにしないなら、売主は、DDP規則にもとづく売主の義務違反であり、いかなる確定的な損失に対しても買主に責任を負う。

DDPは、引渡が仕向地で生じ、売主が輸入関税および適切な税の支払いに責任があり、売主に最大の義務を課したインコタームズ規則である。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出通関と同じく輸入通関を行うこと、輸入関税を支払うことまたはその他の通関手続きを行う義務を課している。このように、もし売主が輸入通関を行えず、輸入国での買主の手にこれを委ねるなら、売主は、引渡が依然仕向地で生じるが輸入通関が買主に課されているDAPまたはDPUの選択を考えるべきである。税にからむ問題があるかもしれない、この税は買主から回収することはできないかもしれない〔A9(d)を参照1〕。

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

8. 船側渡し（指定船積港）インコタームズ2020

FAS [Free Alongside Ship] named port of shipment) Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、海上または内陸水路運送でのみ使用されるべきである。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、指定船積港において、物品を買主により指定された本船の船側（例えば埠頭または舳の上）に置くことにより、または既にそのように引き渡された物品を調達することにより、引渡の義務を果たすことになる。

物品の滅失または損傷の危険は、物品が本船の船側に置かれたときに移転し、買主は、そのとき以降の一切の費用を負う。

FAS規則は、物品が本船の船側に置かれる前に運送人に引き渡される場合、例えば、物品がコンテナ・ターミナルで運送人に引き渡される場合には適切ではない。この例の場合、両当事者はFAS規則よりむしろFCA規則を使用することを考えるべきである。

3 船積み地点

両当事者は、できる限り明瞭に、物品が埠頭または舳から本船に移動する、指定船積港での船積み地点を特定することを勧められる。なぜならば、その地点までの費用と危険は、売主の勘定と責任であるからである。これらの費用と付随する貨物取扱費は港の慣習にしたがって変わり得る。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」

売主は、物品を本船の船側で引き渡すこと、または船積みにより既にそのように引き渡された物品を調達することを求めている。ここで「調達する」に言及しているのは、とくに商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買（連続売買）を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入通関または第三国内を通過する物品の通関、または輸入関税を支払い、またはその他の輸入通関手続きを行う義務はない。

1売主は、A7〔輸出入通関手続き（抄訳）：売主は、輸出国、輸入国などで必要となる一切の輸出入通関手続きなどを行い、その費用を支払わなければならない。〕にもとづき輸出入通関などに関する関税、税およびその他の費用を支払わなければならない。

国際商事調停とシンガポール条約（2）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

1. シンガポール条約

シンガポール条約とは、国際商事調停により成立した和解合意について、執行力を付与することを目的とする条約である。国際商事仲裁に関しては、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国際条約（ニューヨーク条約）があるが、シンガポール条約はその調停版といえる。

シンガポール条約（“Singapore Convention”）は、2018年12月20日に国連総会で採択された「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（“the United Nations Convention on International Settlement Agreements resulting from Mediation”）の通称である。

2019年8月7日にシンガポールで署名式典が開催された。筆者も式典に参加したが、関連のセミナー、コンフェレンス、レセプション、署名式典が数日間にわたり盛大に開催された。署名式典には、米国、シンガポール、中国、インド、マレーシア、フィリピン、韓国他46か国の代表が参加して署名（現在は53か国が署名）を行った。

同条約は、発効の要件として批准国が3か国以上であることが求められるが、シンガポールを含む3か国以上が批准し、2020年9月12日に発効した。残念ながら日本は未署名国である。

2. シンガポール条約はなぜ必要なのか

国際商取引から発生する紛争解決手段として、調停は、時間と費用が節約できて、当事者間の協調的関係、取引関係の継続が構築されやすいメリットがあり、その需要が高まっている。各国で国際調停機関が創設（2018年に京都国際調停センターが設立）され活発に活動しており、その役割は高まっており、高い注目を浴びている。

しかし、調停により当事者が和解して、

和解文書を交わし解決した場合、執行力に関しては、和解合意書は、通常の契約と相違がなく、当事者が和解合意書に従い任意に履行しない場合、強制執行ができないことがデメリットとなる。また、国境を越えて交わされた和解合意(cross-border settlement)の国際的な執行の承認メカニズムの存在がなければ、相手方の財産所在地である外国での執行ができない。

国際調停の成功率は高く、当事者は、調停による和解文書に従い履行する確率も高いものがあるが、一方、当事者が任意に履行しない場合には、調停手続きに費やした時間と費用が無駄になり、また、最終的紛争解決を遅らせることになる。

シンガポール条約の趣旨は、国際商事調停により成立した和解合意に関して、執行を求められた法域において執行力を付与するスキームを定めて、国際商事調停の利用を促進することにある。

3. シンガポール条約が適用される範囲の調停による和解合意

シンガポール条約は、商業的紛争（commercial disputes）を解決するための調停の結果、当事者間で書面により締結された国際的和解合意（International Settlement Agreements）に適用される。

「国際」（“International”）とは、調停による和解合意の少なくとも、

- ① 二当事者が異なる国に営業所を有する場合、または、
- ② 和解合意の当事者が一国に営業所を有する場合であっても、
 - (i) 和解合意に基づく実質的部分の義務の履行地が異なる国の場合、
 - (ii) 和解合意の対象となる事項に最も密接に関係する地（最密接関係地）の国が異なる場合、国際(international)であると定義される。

国際商事調停とシンガポール条約（2）

GBC（ジービック）大貫研究所 代表
公益社団法人日本仲裁人協会 理事
京都国際調停センター 運営委員・調停人

大貫 雅晴

4. シンガポール条約が適用されない調停による和解合意

シンガポール条約が適用される調停による和解合意の範囲は国際的(international)、かつ、商業的紛争(commercial disputes)に限られる。

シンガポール条約は、国際的であっても、以下の和解合意には適用されない。

- ①消費者紛争、家族法、相続法及び雇用法上の紛争、
- ②裁判所により承認され、または、手続き継続中に裁判所の面前で締結され、かつ、その裁判国で裁判として執行可能なもの、
- ③仲裁判断として記録され、かつ、執行可能なもの。

5. シンガポール条約に基づく調停による和解合意の執行

国際商取引紛争を調停によって和解合意したにもかかわらず、一方当事者が任意履行をしない場合には、当事者は、執行を求める加盟国の裁判所に対して、シンガポール条約を適用して強制執行を申し立てることができる。

シンガポール条約は、調停による和解合意の執行の方法については具体的に規定を置いていない。同条約の加盟各国にその執行の方法を委ねている。

同条約第3条では「各締約国は、本条約に規定する条件の下で、自国法に従って、和解合意を執行しなければならない。」としている。

執行付与の方法については、執行が申し立てられた国の執行手続きを尊重して、同条約に定められた条件に従って行われることになる。

6. シンガポール条約に基づく執行申立の要件

シンガポール条約に基づき執行を求める当事者は、和解合意が調停によるものである要件として、執行を申立てる裁判所に以下の要件を満たす証拠を提出しなければならない。

- ①当事者全員により署名された和解合意書
- ②当該和解合意が調停から生じたものであることの証拠、例えば、
 - (i)当該和解合意書上の調停人の署名、または、
 - (ii)調停人により署名された、調停が行われたことを示す書類、または、
 - (iii)調停手続きを管理した調停機関による認証謄本。
 - (iv)当該裁判所が承認する他の証拠

7. 執行拒否事由

和解合意の執行申立てがされた場合、執行申立てを受けた裁判所は、相手当事者からの申立てに基づき、執行拒否事由を審理し、裁判所の裁量で執行を拒否することができる。

執行拒否事由としては、

- ①和解合意の内容が拘束力を有しないか、最終的なものではない場合、
- ②後から修正されたものである場合、
- ③調停に適用されるべき基準について、調停人による重大な違反があり、その違反が無ければ、当事者はその和解合意を締結しなかったであろう場合、
- ④調停人の中立、公正性に正当な疑義があり、調停人が当事者に対して開示せず、その不開示が当事者に重大な影響を与え、それが無ければ和解合意を締結しなかったであろう場合、
- ⑤いずれかの当事者が能力を欠く場合等が挙げられる。

JAPAN MALL事業

海外大手ECが皆様の商品(食品、化粧品、生活雑貨等)を日本国内で買い取り!

1 申し込み無料!

商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

通年募集

2 取引は簡単で、安心安全!

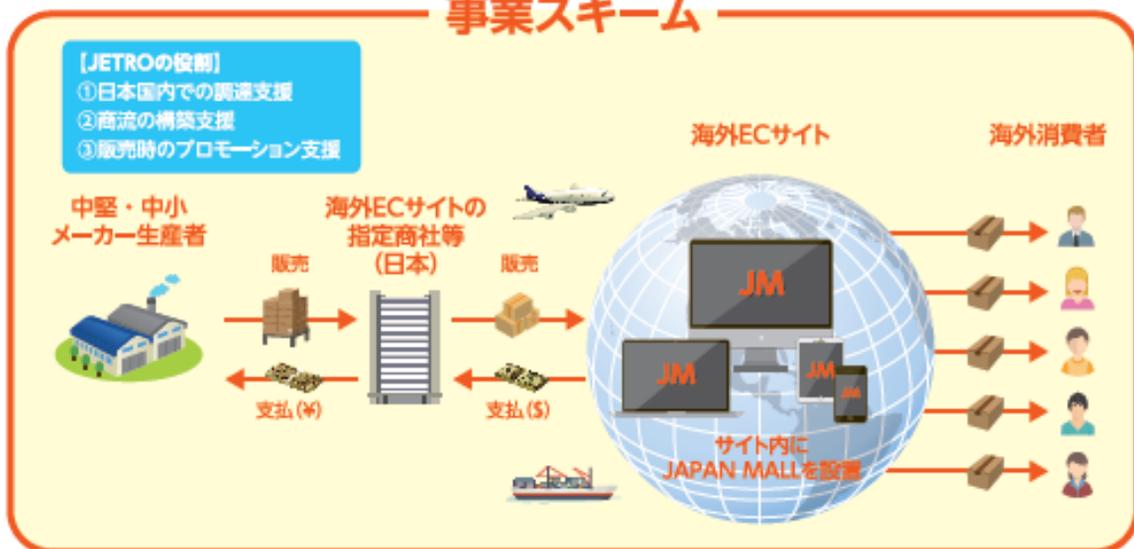
日本国内で商品引き渡し、円建て取引

煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要

3 ブランド価値、海外市場での認知度が向上!

海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

事業スキーム



海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。
納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。
応募いただくタイミングによってはプロモーションイベントに参加できない場合がございます。
詳細はジェットロHPの募集要項をご確認ください。

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

【お申し込み・お問い合わせ先】

ジェトロ デジタル貿易・新産業部 (久保田、尾崎、芦崎、高山)
TEL : 03-3582-5227 Email : DNB@jetro.go.jp

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/



1. 令和3年1月分 大分税関支署管内貿易概況 (確報値)

※大分税関支署発表による。
大分税関支署管内貿易概況(確報値)は門司税関HPよりご覧いただけます。
http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/oita/oita.html



令和3年1月分 大分税関支署管内貿易概況
※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値

大分税関支署
令和3年3月9日

1 貿易額

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出	45,800,809	96.4	45,800,809	96.4
輸入	92,658,051	96.5	92,658,051	96.5
差引	△ 46,857,242		△ 46,857,242	

※大分港には、中津港、佐賀関港の実績を含む

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出	916,464	26.8	916,464	26.8
輸入	269,341	163.8	269,341	163.8
差引	647,123		647,123	

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出	4,489,162	183.5	4,489,162	183.5
輸入	447,753	90.9	447,753	90.9
差引	4,041,409		4,041,409	

区分	本月		累計	
	価額	前年同月比	価額	前年同月比
輸出				
輸入				
差引				

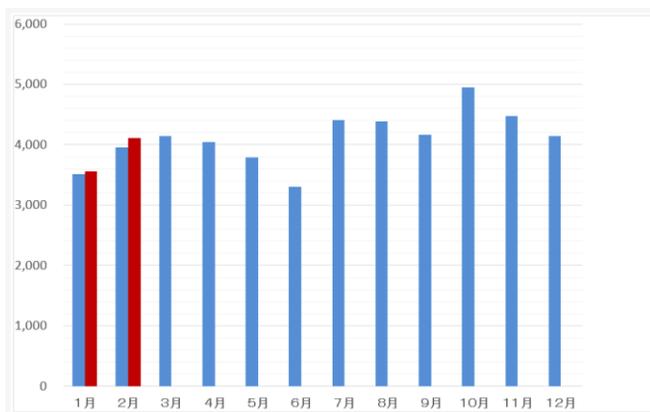
2 主要輸出・輸入品目

区分	品名	数量単位	本 月			累 計						
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比
輸 出	有機化合物				3,698,664	45.5	8.1			3,698,664	45.5	8.1
	プラスチック	MT	3,842	146.5	587,960	135.6	1.3	3,842	146.5	587,960	135.6	1.3
	鉄鋼	MT	324,780	105.4	18,254,212	119.9	39.9	324,780	105.4	18,254,212	119.9	39.9
	銅及び合金	MT	13,428	100.6	11,097,653	122.7	24.2	13,428	100.6	11,097,653	122.7	24.2
	事務用機器				7,189,787	91.7	15.7			7,189,787	91.7	15.7
	映像機器	NO	18,346	92.1	867,404	92.6	1.9	18,346	92.1	867,404	92.6	1.9
輸 入	船舶	NO			全減					全減		
	鉄鉱石	MT	1,148,233	96.1	12,528,491	89.7	13.5	1,148,233	96.1	12,528,491	89.7	13.5
	銅	MT	108,499	85.7	28,612,038	120.1	30.9	108,499	85.7	28,612,038	120.1	30.9
	石炭	MT	1,031,559	143.3	10,613,902	119.0	11.5	1,031,559	143.3	10,613,902	119.0	11.5
	原油及び粗油	KL			全減					全減		
	揮発油	KL	451,589	237.8	14,229,666	177.1	15.4	451,589	237.8	14,229,666	177.1	15.4
	液化石油ガス	MT	71,318	59.9	3,509,046	51.3	3.8	71,318	59.9	3,509,046	51.3	3.8
	液化天然ガス	MT	167,675	197.3	14,896,117	457.6	16.1	167,675	197.3	14,896,117	457.6	16.1

区分	品名	数量単位	本 月			累 計						
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比
輸 出	船舶	NO	2	200.0	4,433,425	183.2	98.8	2	200.0	4,433,425	183.2	98.8
	搬送機材				32,237	122.6	0.7			32,237	122.6	0.7
輸 入	石こう	MT	11,450	全増	42,554	全増	9.5	11,450	全増	42,554	全増	9.5
	植物性油かす	MT	10,501	全増	157,752	全増	35.2	10,501	全増	157,752	全増	35.2
	その他の穀類食品				21,497	全増	4.8			21,497	全増	4.8
	植物性原材料				155,624	31.6	34.8			155,624	31.6	34.8
	魚介	KG	33,794	全増	18,198	全増	4.1	33,794	全増	18,198	全増	4.1
	木材											
船舶	NO											

区分	品名	数量単位	本 月			累 計						
			数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比	数量	前年同月比	価 額	前年同月比	構成比
輸 出	船舶	NO			全減					全減		
	セメント	MT	223,985	162.5	830,748	170.8	90.6	223,985	162.5	830,748	170.8	90.6
	石灰	MT	65,190	148.1	85,716	140.5	9.4	65,190	148.1	85,716	140.5	9.4
輸 入	石灰	MT			全減					全減		
	石油コークス	MT	21,241	全増	245,193	全増	91.0	21,241	全増	245,193	全増	91.0
	アルコール飲料	L	6,120	全増	24,146	全増	9.0	6,120	全増	24,146	全増	9.0

2. 大分港コンテナ取扱量推移



■ 2020年度実績
■ 2021年度実績

出所: (株) 大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

- 海外の経済、貿易情報を入手したい
- 海外投資に関する情報を収集したい
- 海外出張のサポートを受けたい
- 輸出品の販路を拡大したい
- 海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在6番地

大分国際貿易センタービル4階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>